

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別給付金（一時金）を支給します。

・支給対象者は？

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している方が対象です。

・対象児童は？

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合も対象となります。

・給付額、支給時期は？

対象児童1人につき1万円です。対象の方には6月25日頃までに支給します。

・申請は必要？

公務員を除き、改めての申請は不要です。対象の方には5月下旬にお知らせを発送しましたので、内容のご確認をお願いします。

長瀬町在住の公務員の方は、所属庁から受給証明を受けた申請書を、振り込み口座が確認できる書類とともに速やかに役場窓口へご提出ください。



問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線134・135

ちちぶエフエム放送



長瀬第一小学校
(浅見校長、野口教諭)



長瀬第二小学校
(吉牟田教諭、吉田紗貴教諭)



長瀬中学校
(中田教諭、島崎養護教諭)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る、臨時休業中の児童・生徒に向けて、各学校の教職員がメッセージを配信しました。

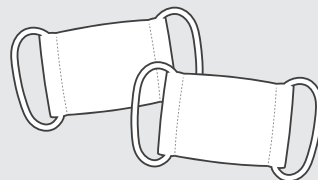
これは、ちちぶエフエムのラジオ番組内で放送されたもので、学校で顔を合わせることができない児童・生徒へ熱い思いを伝えました。【4月28日】

国が配布する布マスクについてのお知らせ

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、布マスクを一住所あたり2枚ずつ配布することが決定しました。メーカー等から布製マスクを確保次第、日本郵便の全住所配布のシステムを活用して、配布します。感染者数が多い都道府県から順次、配送を開始しています。

1 配布内容

布製マスク（ガーゼマスク）2枚（個包装）
お知らせ文1枚（A4サイズを半分に折ったA5サイズ）
※上記セットを透明の袋で組み配布します。



2 未配達分への対応

日本郵便の配達箇所に登録されていないこと等により、布製マスクが配達されない場合には、お申込みにより未配達分を配達する仕組みを検討しています。

未配達分の配送申込みは、お住まいの都道府県の全域が配達を完了した都道府県から順次、始めます。

3 電話相談窓口

布製マスクの全戸配布に関する問合せについては、以下の相談窓口まで御相談下さい。

☎0120・551・299

受付時間：午前9時～午後6時（土曜・日曜・祝日も対応）

問合せ 健康福祉課健康担当 ☎66・3111 内線124・128